

新型通知預金《Can》規定

1【預金の預入れ】

- (1) この預金は、当店のほか当行が認めた本支店で預入れができます。
- (2) この預金の預入れは1口50万円以上とします。
- (3) この預金は、以下5【解約】(3)に記載する「解約実行日」より1か月以上前の当行所定の日に、既存口座への、追加の預入れを停止します。

2【預金の支払時期】

- (1) この預金は、預入日の1か月後の応当日の前日以後に支払います。(以下、預入日から預入日の1か月後の応当日の前々日までの期間を「据置期間」といいます。)
- (2) この預金は、当行がやむをえないものと認めた場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合を除き、据置期間中は解約することはできません。

3【証券類の受入れ】

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

4【利息】

- (1) この預金の利息は、預入日から解約日まで到来する預入日の6か月ごとの応当日を「利息支払日」とし、預入日または前回の利息支払日からその利息支払日の前日までの日数について、店頭に表示する毎日の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢等に応じて変更します。
- (2) この預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、利息支払日に指定口座へ入金するか、または利息支払日に元金に組入れます。
- (3) この預金の解約利息は、預入日(利息の支払をしたときは最後の利息支払日。)から解約日の前日までの日数について、店頭に表示する毎日の利率によって計算し、解約日にこの預金とともに支払います。
- (4) この預金を当行がやむをえないものと認めて据置期間中の解約に応じる場合および別途定める「反社会的勢力の排除に係る規定」により解約する場合には、前記(3)の定めにかかわらず、その利息は預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における普通預金利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金の付利単位は1円とします。

5【解約】

- (1) この預金の解約にあたっては、当店の、解約する日の2日前までに解約する旨の通知をしてください。
- (2) この預金を解約するときは、届出または登録の印章(または署名・暗証)により、当行所定の払戻請求書に記名押印(または署名・暗証記入)しまたは当行所定の電子装置に記名押印して、通帳とともに提出してください。
- (3) 当行は、3か月以上の周知期間を設けた上で、当行所定の日(以下「解約実行日」といいます。)にこの預金を解約することができます。この場合、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める口座に解約金を入金します。ただし、利息の入金以外の異動がない状態が10年を超えて継続しているもの、第三者の権利の目的となっているものその他の解約金を普通預金口座に入金することで預金者または第三者の利益を害し、もしくは損害を与えるおそれのあるものは、以下の区分にかかわらず、当行所定の管理口座に解約金を入金するものとします。
当行所定の方式に従い、預金者から、解約金を他の口座(同一名義人の口座に限ります。)

に入金することについて個別の依頼を受けた場合 当該依頼を受けた口座
以外の場合で、前記4(2)に定める指定口座がある場合 当該指定口座
以外の場合で、この預金が開設されている支店に同一名義の普通預金口座が
ある場合 当該同一名義の普通預金口座
以外の場合 当行所定の管理口座

- (4) 解約実行日に当行所定の管理口座に入金された解約金については、普通預金規定に準じた利息を支払います。

6【届出事項の変更、通帳の再発行等】

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前記(1)の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当行所定の手続をした後に行います。この場合、当行は相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 通帳を再発行するときは、預金者は当行所定の再発行手数料を支払うものとします。
- (5) 預金口座の開設等の際には、当行は、法令で定める本人確認等の確認を行います。この際に行う確認事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法によって当店に届出てください。

7【成年後見人等の届出】

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときは、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされたときは、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって当店に届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に当店に届出てください。
- (4) 前記(1)から(3)までの届出事項に取消または変更等が生じたときにも同様に当店に届出てください。
- (5) 前記(1)から(4)までの届出前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

8【印鑑照合等】

払戻請求書、諸届その他の書類または当行所定の電子装置に使用された印影（または署名・暗証）を届出または登録の印鑑（または署名鑑・暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

9【譲渡、質入れ等の禁止】

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳については、譲渡、質入れその他第三者の権利の設定、もしくは第三者に利用させることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れその他の第三者の権利の設定を承諾する場合には、当行所定の書面により行いません。

10【保険事故発生時における預金者からの相殺】

- (1) この預金は、据置期間経過前、または解約する日の2日前までに解約する旨の通知がなかった場合にも、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。

- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には、充当の順序方法を指定のうえ、通帳に届出の印章（または署名・暗証）により押印（または署名・暗証記入）して、直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
前記の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当します。
前記による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、前記4(1)および(3)に定める利率により計算するものとします。
借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率または料率は当行の定めによるものとします。ただし、借入金等を期限前弁済することにより発生する清算金、損害金、手数料等の支払は不要とします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については、当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても、相殺することができるものとします。

11【通知等】

届出のあった氏名、住所にあてて当行が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

12【準拠法、裁判管轄】

この預金の契約準拠法は日本法とします。この預金に関して訴訟の必要が生じた場合には、当店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

13【規定の変更等】

- (1) この規定の各条項は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上